

吹田市公式 Instagram 運用要領

制定 平成 30 年 9 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスである Instagram により、まちの魅力を積極的に発信することで本市のイメージアップを図り、本市への愛着と誇りを醸成することを目的に開設する吹田市公式 Instagram（以下「当 Instagram」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アカウント Instagram サービスを利用するために取得する権利の総称をいう。
- (2) 投稿 Instagram において、文章や画像等を掲載する行為及びこの記事をいう。
- (3) コメント 投稿に対して、意見や質問、感想等を掲載する行為をいう。
- (4) フォロー 他ユーザーの投稿を受信するよう登録する行為をいう。
- (5) いいね！ 他ユーザーの投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示す行為をいう。

(運用主体)

第 3 条 当 Instagram の運用主体は市とし、運用管理者は都市魅力部シティプロモーション推進室長とする。

- 2 当 Instagram の名前は 吹田市【公式】、ユーザーネームは suitablecity とする。

(掲載内容)

第 4 条 当 Instagram における投稿の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の魅力的な景色や物、催しの紹介
- (2) 他ユーザーによる本市に関係する投稿の転載
- (3) 前各号に掲げるもののほか、運用管理者が必要と認める情報

(遵守事項)

第 5 条 当 Instagram における投稿の遵守事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 可能な限り平易な言葉を用い、わかりやすさを心掛けるものとする。
- (2) 催しに関する投稿は、原則として市が主催・共催・後援しているもの及び市が構成員として参加する実行委員会形式のものとし、投稿に関連する内容が吹田市ホームページに掲載されている場合は、同ページへのリンクを積極的に行うものとする。同ページ以外へのリンクを設定する場合は、原則として公益的団体とするが、公平性や有益性、信頼性を考慮した上で、リンクの設定が適切であると判断するものについては、この限りではない。
- (3) 投稿に際しては吹田市個人情報保護条例（平成 14 年 3 月 29 日条例第 7 号）を遵守しなければならない。
- (4) 投稿に際しては不正確な情報で閲覧者に誤解を与えないよう、情報の正確性に注意する

とともに、特定の団体に偏った紹介をしないなど、公平性に配慮するものとする。

- (5) 投稿に際しては新聞や雑誌の切り抜き画像等は使用せず、論文等を引用する場合は出典を示す等、著作権に充分配慮しなければならない。また、被写体が特定できる人物写真を掲載する場合は、インターネット上で掲載する旨を説明し、事前に本人に対し許可を得る等、肖像権にも充分配慮しなければならない。
- (6) 特定の個人、法人又は団体を誹謗中傷する内容や人権上好ましくない表現は記載してはならない。また、第三者の権利を侵害する情報、その他公序良俗に反する一切の情報を記載してはならない。
- (7) 他ユーザーからのコメントには原則として返信しない。また、フォロー及びいいね！は行わない。ただし、国や他の地方公共団体、公益法人等が開設したアカウント及びその他、運用管理者が特に必要と認めるものはこの限りではない。
- (8) 運用時間は原則、市役所開庁時間内（平日、午前9時～午後5時30分）とするが、必要に応じてこの時間帯以外にも投稿等を行う。
- (9) 当 Instagram のアカウントの使用後は速やかにログアウトすることとする。

（コメントの削除）

第6条 本市の投稿に対するコメントは、次の各号に掲げる禁止事項に抵触する場合に削除することができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないもの
- (2) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 違法行為を助長するもの
- (5) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (6) 本市又は第三者の知的所有権又は肖像権を侵害するもの
- (7) 本市行政の円滑な運営に支障をきたすもの
- (8) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (9) 宣伝、勧誘など、営利活動を目的とするもの
- (10) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (11) わいせつ性の高い表現など、社会的に不適切なもの
- (12) その他、運用管理者が不適切と判断するもの

（投稿の転載）

第7条 本市指定のハッシュタグを付けた他ユーザーの投稿のうち、本市の魅力を表現すると認められるものを転載する。その際には転載投稿であることが判別できる説明を付記する。

（免責事項）

第8条 本市は、当 Instagram を通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。

- 2 本市は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、本市の故意または重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。
- 3 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、当 Instagram の運用に関し必要な事項は、運用管理者が別に定める。

附則

この要領は、平成30年9月26日から施行する。